鰐　口

【所　在　地】熊毛郡南種子町中之下 833　真所（下中）八幡神社
【種　　別】県指定有形文化財（考古資料）
【指定年月日】昭和 42 年３月 31 日

鰐口は，社殿・仏堂前の軒下につるす，青銅製の扁円・中空のもので，下方に横長い口がある。これに布の綱がかけてあって，これを参詣する人は，振り鳴らして，礼拝する一種の楽器である。

この鰐口は，直径 30cm，厚さ８ cm，重さ 7.4kg で，中央上部に「奉掛」の２字を刻し，下部には，「敬白」の２字を刻して，外周と内周の２行にわたり，願趣を刻している。すなわち外周に，「鰐口一ケ正八幡宮之御寶前　夫以金鐘有聲不扣豈鳴　皆應永卅三丙午三月大吉日　願主長谷部徳永」，内周には，「一心皈依渇仰三所和光證明求而無不合　願而無不成伏希旦那万福　祝」と刻している。

以上によって知られるように，この鰐口は，応永 33（1426）年３月の吉日，願主長谷部徳永によって，下中八幡宮へ奉納されたものである。

南種子町西之下西目の徳永氏の系図によると，徳永氏の先祖は，初代種子島主に従ってきた功労者である。子孫の徳永祐丕は，応安３（1370）年生れで，西之村地頭として立石の上の，徳丸ヶ野に住んでいた。塩屋の取り締まりなどをしていたとき，中之村の八幡宮の社殿がこわれていたので，新しく建てなおし鰐口を奉納した。祐丕は，住吉片之山八幡宮にも，鰐口を奉納したと記録されているが，それは現存していない。